

入所のしおり



多摩市学童クラブ

令和7年度版

学童クラブ一覧

記号	学童クラブ名	受託法人	電話	住所	主な在籍校
1	東寺方小学童クラブ第一	バオバブ保育の会	(372) 7979	東寺方100 (東寺方小学校内)	東寺方小
	東寺方小学童クラブ第二				
	東寺方小学童クラブ第三		(338) 5338		
2	第一小学童クラブ第一	バオバブ保育の会	(375) 7200	関戸3-2-23 (多摩第一小学校内)	多摩第一小
	第一小学童クラブ第二				
	第一小学童クラブ第三		(339) 0344	関戸3-19-1 (多摩中学校内)	
3	永山学童クラブ	多摩福祉会	(372) 7980	永山3-6	永山小
4	永山小学童クラブ	多摩福祉会	(376) 7273	永山2-8-1 (永山小学校内)	永山小
5	永山第二学童クラブ	至愛協会	(371) 4921	永山5-18	瓜生小
6	愛和小学童クラブ	こばと会	(372) 7981	愛宕1-54 (愛和小学校内)	愛和小
7	愛宕南学童クラブ	こばと会	(372) 1667	愛宕3-5	多摩第三小
8	連光寺小学童クラブ	緑野会	(372) 7982	連光寺3-64-1 (連光寺小学校内)	連光寺小
9	聖ヶ丘学童クラブ	緑野会	(371) 8981	聖ヶ丘2-21-1 (ひじり館内)	聖ヶ丘小
10	貝取小学童クラブ	多摩福祉会	(372) 7983	貝取3-9 (貝取小学校内)	貝取小
11	貝取学童クラブ	多摩福祉会	(374) 2551	貝取1-44-1	豊ヶ丘小
12	第二小学童クラブ第一	大和会	(375) 9955	和田75 (多摩第二小学校内)	多摩第二小
	第二小学童クラブ第二				
13	諏訪学童クラブ	至愛協会	(372) 7985	諏訪2-8	諏訪小
14	諏訪南学童クラブ	こばと会	(375) 3301	諏訪5-1 (諏訪複合教育施設内)	諏訪小
15	北諏訪小学童クラブ第一	至愛協会	(371) 7511	諏訪1-60-1 (北諏訪小学校内)	北諏訪小
	北諏訪小学童クラブ第二		(401) 9440		
16	西落合小学童クラブ第一	こばと会	(371) 5920	落合5-6 (西落合小学校内)	西落合小
	西落合小学童クラブ第二				
	西落合小学童クラブ第三				
17	落合第二学童クラブ	こばと会	(371) 8060	落合4-13	東落合小
18	東落合小学童クラブ	こばと会	(372) 3444	落合3-24 (東落合小学校内)	
19	大松台小第一学童クラブ	純心会	(371) 1151	鶴牧6-4 (大松台小学校内)	大松台小
	大松台小第二学童クラブ		(371) 8511		
20	南鶴牧小学童クラブ第一	純心会	(372) 5733	鶴牧5-43 (南鶴牧小学校内)	南鶴牧小
	南鶴牧小学童クラブ第二		(374) 0223		

※主な在籍校はあくまでも目安です。学童クラブは学校ごとに決まっているわけではありません。

1. 学童クラブとは

小学校に在籍する原則1年生から4年生の児童で、保護者が働いていたり病気などのため留守番が困難な児童を対象に、放課後適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

※ただし、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童は、5・6年生まで。その他の5・6年生は、8月一時入所に限り申請可能です。

日常生活の中で起こりうる様々な問題に対応しながら、一人で留守番ができ、困った時に自分で判断できるような生活力が身につくように育成しています。

(1) 育成時間・休所日

①育成時間 下校時より午後5時まで

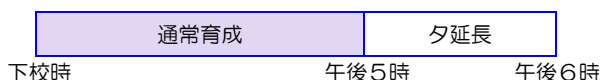
学校休業日（春・夏・冬休み、土曜日、行事振替休日等）は午前9時より午後5時まで※午前8時～午前9時・午後5時～午後6時は時間延長となります。

②休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末・年始（12月29日から1月3日）、その他市長が認めた日

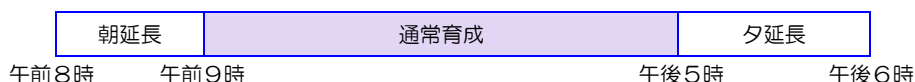
(2) 時間延長について

- 希望されるお子さんに、朝（学校休業日）・夕に1時間の時間延長を行っています。費用は無料です。（利用される場合、学童クラブに申し出てください。）
- 夕方の延長を利用する場合は、お子さんの安全確保のため、原則として保護者のお迎えが必要になります。

①平常時（学校がある日）

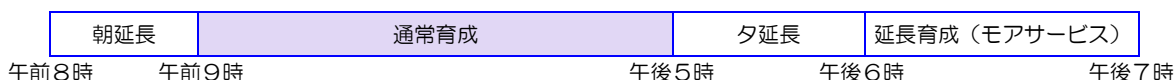


②学校休業時（土曜日・春・夏・冬休み等学校が休みの日）



(3) 延長育成（モアサービス）について

- 希望されるお子さんに、さらに午後6時から午後7時まで延長育成を行っています。費用は月額2,500円または、日額500円が別途必要です。（月額利用のみ減額・免除の規定があります。）
- 事前申請が必要な「月額利用」と利用の都度に申請をする「日額利用」があります。料金や減免適用に違いがありますので、ご利用を検討されている場合はP8を参照し、ご不明な点は在籍学童クラブにお問い合わせ下さい。



(4) 卒クラブについて

- 卒クラブは3年生ですが、4年生まで受け入れをします。
※ただし、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童は6年生まで申請可能。

Q. 4年生になったらどうするの？



A

3年生で卒クラブできるように育成をしていますが、卒クラブ後の生活に不安を持っている場合は、4年生以降でも学童クラブへの入所申請が可能です。

ただし、4年生になると学校の授業が長くなり、学童クラブでの生活時間が短くなることを考慮して、申請してください。

2. 学童クラブの運営について

子どもたちが健やかに過ごすことができるよう、以下の点について留意して運営していきます。

- (1) 家庭的な雰囲気大切に、ホッとひと息つける場所にしていくこと。
- (2) 一人ひとりの児童を具体的に理解していくこと。
- (3) 健康や安全の保持に努めること。
- (4) 社会性を育てること。
（異年齢集団の良さを生かし、遊び、教えあう中で互いに成長していくこと）
- (5) 家庭との連絡を密にしていくこと。

3. 育成支援について

学童クラブは、生活を中心に放課後の時間を子どもたちが伸びやかにすごせるよう、育成を行っています。

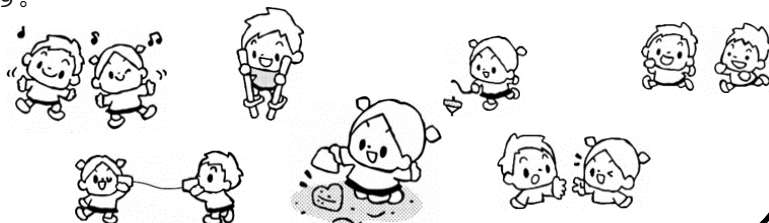
育成支援目標

- ① 自分のことは自分でできる子ども
- ② みんなと協力できる子ども
- ③ 命の大切さや心の痛みのわかる子ども
- ④ いきいきと自分を表現できる子ども

(多摩市学童クラブ育成支援要領)

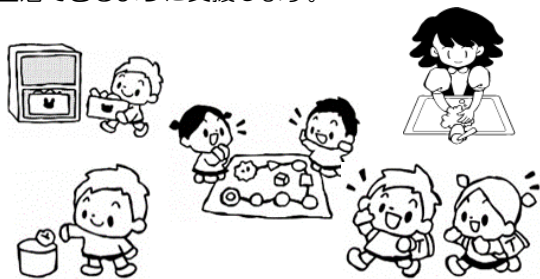
子どもの開放感と活動性を尊重し、子ども一人ひとりの状態にあった自由な遊びを基本としつつ、個別的または集団的な育成支援を通じて情緒、自主性、協調性、創造性、体力等を育てます。

また、学童クラブは日々の活動を通して、あらゆることを学べる場です。それをふまえて、様々な場面で子どもの持つ意欲を大切にします。



余暇

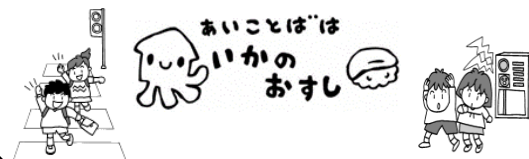
集団生活の中で、子どもが社会の一員として必要な基本的生活習慣を身につけ、お互いに気持ち良く生活できるように支援します。



生活

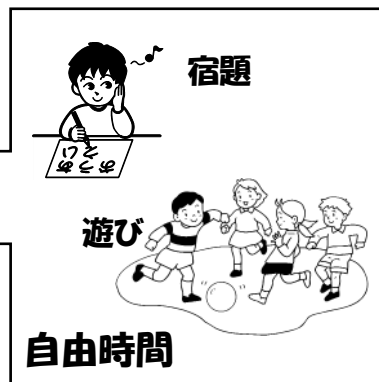
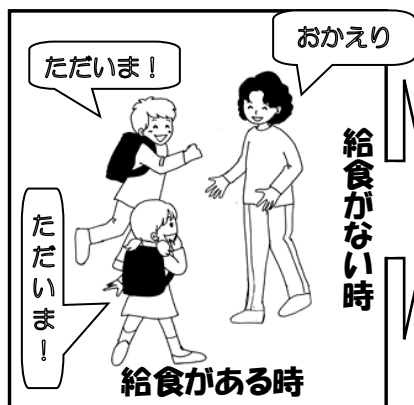
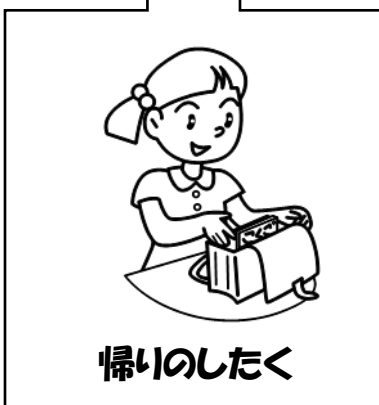
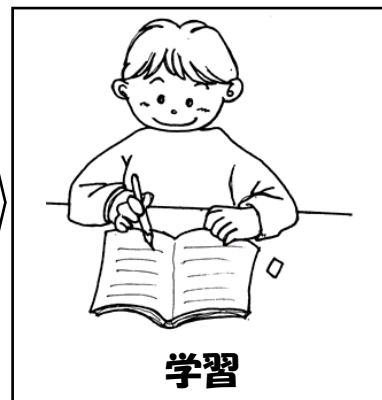
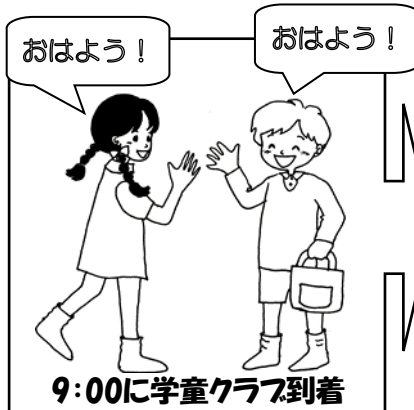
日常の育成中に起こりうる不慮の事故や怪我等を未然に防ぐために、子ども自身が安全に遊ぶことができ、自ら危険回避ができる能力を身につけられるよう支援します。

また、交通安全・防犯・防災教室を行い、防犯・防災訓練等を実施することにより、子どもが自己管理能力を身につけられるよう援助します。



安全

4. 学童クラブでの生活



5. 登降所について

登降所について、基本的には保護者の責任でお願いいたします。

- (1) 登所 ・学校あるいは自宅から直接学童クラブに登所してください。
- (2) 降所 ・不慮の事故を防ぐため同じ方向の子どもたちはなるべく一緒に帰るよう指導していますので、ご家庭でも帰る道を確認しておいてください。

※通常育成中の早帰り等は、お子さんの安全確保のため、原則として保護者のお迎えが必要になります。

※冬期は日没の時間が早くなるため、児童の安全を考慮して降所時間を早める場合があります。

※子どもたちの安全・安心のため、お時間のある保護者の方は帰宅途中まで出迎えていただき、見守りのご協力をお願いいたします。

6. 持ち物

毎日持ってくるもの

- ・連絡帳
- ・ハンカチ、ティッシュ

学童クラブに置いておくもの

- ・着替え一式（袋に入れておいておきます。）
- ・置き傘

※給食のない日は必ずお弁当を持たせてください。

※持ち物には必ず名前をつけてください。

※不必要なものは持たせないでください。（お金、玩具、菓子類等）

7. 病気について

- (1) 持病がある・通院を要する・薬を持たせる等の場合は事前にお知らせください。
薬の服用は自分で行うことを基本とします。なお、職員の立ち合いが必要な場合は「服用等立ち合い依頼書」を提出してください。
- (2) 学童クラブでは服用薬は用意していません。
- (3) 急に熱が出たり、具合が悪くなったときは、お迎えに来ていただく場合がありますので、必ず最新の連絡先を「緊急災害時児童引き渡しカード」で届出をしておいてください。
- (4) 伝染性の病気にかかったときは学校に準じて全快するまで休ませてください。なお、登所の際の提出書類は必要ありません。

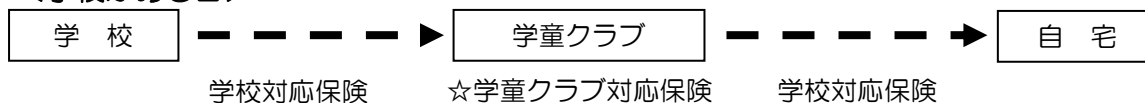
8. ご家庭との連絡について

- (1) 学童クラブを欠席・早帰りをするときは、必ず保護者の方から電話やFAX、連絡帳等でご連絡ください。
- (2) 定期的に「学童だより」を発行しますので、必ず目を通してください。
- (3) 住所、勤務先（連絡先）などに変更があったとき、また退所するときは学童クラブへ速やかにお知らせください。
- (4) お子さんのことで気になることや心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

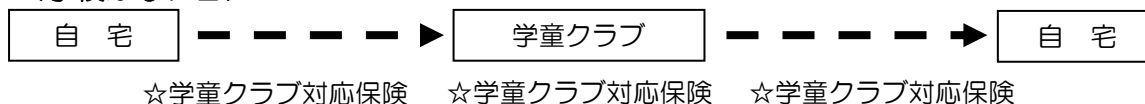
9. 保険について

学校から学童クラブへの登所中、育成時間中、学童クラブから自宅への帰り道で、けがをして通院した場合は状況により保険が適用されます。なお、対応については以下の通りです。

<学校がある日>



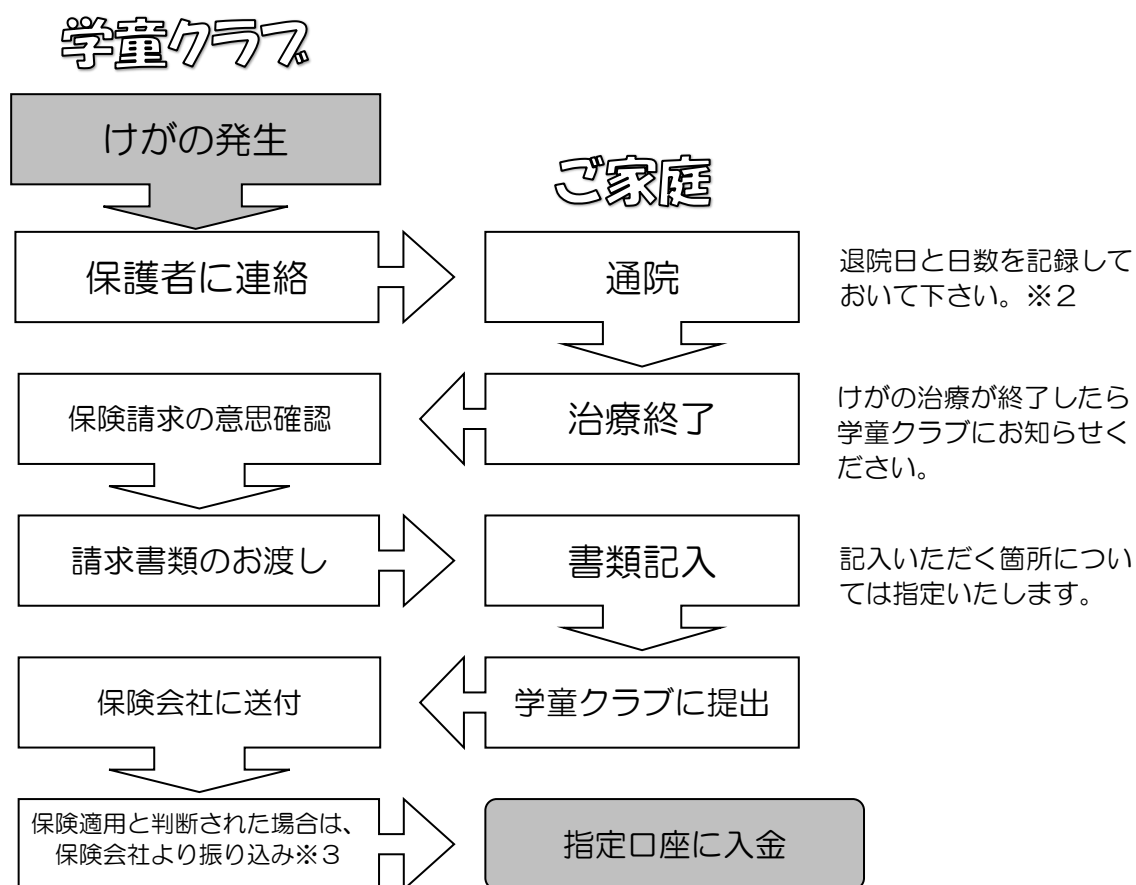
<学校がない日>



けがの対応

- 学童クラブで対応できるけが・・・けがの処置を行い連絡帳等で様子と処置の報告をします。
- 病院へ行くようなけが・・・・・・保護者に連絡をし、けがの状態、原因を説明します。お迎えが難しい場合は保護者の了解をとり、病院に職員がつれて行きます。けがの状態によっては病院に来ていただくこともあります。
- 帰り道でのけが・・・・・・学童クラブから自宅への帰り道でけがをし、病院へ行かれた場合は学童クラブにご連絡ください。

保険の対応



※1 交通事故等、加害者がはっきりしている場合は、保険の適用はできません。

※2 保険の申請時に通院時の領収書の写しが必要となる場合がございます。

※3 保険適用と判断された場合は、「お見舞金」が保険会社より振り込まれます。「保険金」とは扱いが異なります。

10. 災害時の対応について

(1) 地震

多摩市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として学童クラブは閉所となります。お子さんが学童クラブにいるときは、保護者等がお迎えに来るまでの間、お子さんの育成を継続しますので『緊急災害時児童引き渡しカード』に記載されている引き取り者の方がお迎えに来てください。電話回線等が混乱し、つながりにくくなることが予想されますので、原則として学童クラブからの連絡は行いません。交通網の遮断等により引き渡しが長期化する場合は、食料や水分を適宜摂取し、宿泊の準備を行います。

なお、お子さんの引き渡しが完了次第、学童クラブは閉所となります。再開については、施設や周囲の被害状況等を考慮したうえ、多摩市の災害対策本部、児童青少年課の指示によることになります。



大地震が発生したとき（多摩市で震度5弱以上）

	休日や早朝、登校前など ご家庭に児童がいるとき	児童が学校に登校 (授業中) しているとき	児童が学童クラブに 登所しているとき
子どもたちの 避難場所	保護者と一緒に避難 してください	学校での対応になります 学童クラブが代わって引き取りに行くことはありません	学童クラブでお預かりします。 ただし、建物の倒壊の恐れがある場合は、市から指定された避難所（近くの安全な小・中学校）に避難します。
学童クラブの 動き	自動的に閉所 します (お子さんを登所させないでください)	自動的に閉所 します	保護者の方にお子さんを引き渡します。避難所に避難する場合は、施設の玄関などに避難している場所を掲示します。

(2) 風水害等

- ①学童クラブの管理運営に支障をきたす恐れがある時や多摩市に「特別警報」や「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されたときは、学童クラブを**閉所**します。
- ②学童クラブにいるよりも帰宅したほうが安全だと判断した場合、帰宅指導をした上でお子さんを帰宅させるかお迎えに来ていただくことがあります。
- ③ゲリラ豪雨や雷雨等の状況で降所時刻が前後する場合があります。
- ④多摩川と大栗川の洪水浸水想定区域の施設は、市内に「大雨警報等」が発令された段階で避難の準備を始めます。避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときは、避難します。
災害の状況によっては、閉所する場合があります。

日ごろから家庭内で、災害が発生したときの対応を話し合っておきましょう

- * 令和4年9月に「多摩市防災マップ」「多摩市洪水・土砂災害ハザードマップ」が新しくなり、HPに掲載されています。お住まいの地域の避難所・避難場所はどこか確認しておきましょう。
- * お子さんとは・・・災害時、家族がはぐれたときの集合場所はどこなのかなど話し合っておきましょう。
- * 保護者の方は・・・交通機関等がストップしたとき職場からどうやって帰るのか等経路の確認や、どなたがお迎えに来るのか、等話し合いをしておきましょう。
- * 多摩市には、「防災・防犯メールサービス」があります。ぜひご利用ください！
- * 急な閉所に備えて、仕事の調整ができるか、近所や親戚等で頼れる人がいるかなど考えておきましょう。

11. 学校休業日の対応について

学校休業日の対応

休所日を除く学校休業日（土曜日・春・夏・冬休みや運動会の振り替え等で学校が休みの日は、開所しています。登所する際は午前9時までに学童クラブへ着くようにしてください。なお、朝の延長開始時間は午前8時からです。8時前には開所していませんのでご注意ください。

台風や雪による学校休業時

台風や雪などの気象条件によって学校休業となった場合は、危険ですので基本的には学童クラブに登所させないでください。児童の自宅待機等が困難で、学童クラブでの育成を希望されるご家庭は、各学童クラブにお問い合わせください。



台風や雪による学校遅延登校

台風や雪などの気象条件によって学校遅延登校となった場合は、危険ですので基本的には登校前に学童クラブには登所させないでください。児童の自宅待機等が困難な場合で、登校前の学童クラブでの育成を希望されるご家庭については、各学童クラブにお問い合わせ下さい。



12. 感染症等の対応について

学童クラブでの発熱や具合が悪くなった時は、様子をみながら保護者の方に連絡を取ります。安静にさせてお待ちしますので、できるだけ早くお迎えに来てください。

【学校・学級閉鎖時の対応】

学校・学級閉鎖は、『学校保健安全法』第二十条で決められている、感染症の拡大を防ぐために行う休業措置です。早期に本来の教育に戻すためにも、この期間は人の集まる場所など、感染の可能性のある場所への外出を控えさせ感染の予防に努めることが前提となります。また、学童クラブについては国の策定した「放課後児童クラブ運営指針」において「感染症の発生や疑いがある場合は、必要な措置をして二次感染を防ぐ」としています。

そのため、学校・学級閉鎖時は、体調不良のお子さんはもちろんですが、健康なお子さんであっても、集団感染を防ぐために、できうる限りお子さんの自宅待機をお願いいたします。そのために日頃から職場に状況を伝えておく、家庭で段取りを考えておく等、対策を考えておいてください。

13. 学童クラブ費・延長育成料について

(1) 学童クラブ費について

保護者のみなさまに納めていただく学童クラブ費は、学童クラブを運営するための大切な経費の一部です。学童1人につき7,000円の当月払い制です。利用月の末日に口座振替で納入していただきます。但し、12月分は12月26日、3月分は3月31日が口座振替日です。（例）6月分は、6月末日に引落としとなります。

(2) 延長育成料について

延長育成料は、利用月の翌月末に口座振替にて学童クラブ費と同じ口座から納入していただきます。但し、納期限は学童クラブ費と1ヶ月ずつ遅れます。（例）6月分は、7月末日に引落としとなります。

なお、延長育成には月額利用と日額利用があり、申請方法や料金体制が異なりますので、以下の比較表を参照ください。

	月額利用	日額利用
利用料金	月 2,500円	日 500円
	利用実績がなくても定額	使った日数分だけ清算（上限なし） ※午後6時を過ぎた時点で料金が発生します。
減免	あり（学童クラブ費と同様の規程）	なし
申し込み方法	【開始】利用開始月の前月20日までに申請 （例：7月から利用したい場合は6月20日までに申請） 【辞退】利用を辞める月の月末日までに手続き （例：7月いっぱいまで辞める場合は7月末日までに手続き）	利用の都度に申請
支払い方法	利用月の翌月末に納入	月でまとめて、利用月の翌月末に納入
利用例	恒常的に迎えが午後6時を超える場合など	急な残業、通勤手段の遅延など

※ 学童クラブ費または延長育成料を3ヶ月以上滞納された場合、退所していただくことがありますのでご注意ください。

※ 定期的に未納のお知らせを送いたしますのでご確認ください。

※ 口座振替ができなかった月分は、次の振替日にまとめて口座振替させていただきます。

※ 口座振替日が土日祝日にあたる場合は銀行の翌営業日が口座振替日となります。

(3) 口座振替の手続きについて

学童クラブ費の口座振替の手続きは、入所決定通知書に同封されている学童クラブ費及び学童クラブ延長育成料口座振替依頼書と預金通帳、届出印鑑等を持参され、下記一覧表の取扱金融機関にて直接手続きをお取り下さい。

なお、延長育成（モアサービス）を利用する場合も、学童クラブ費と同じ口座から引落としをします（別の口座を指定することはできません）のでご了承ください。

取扱金融機関一覧表（市外店舗でも可）

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・きらぼし銀行・横浜銀行
ゆうちょ銀行・三井住友信託銀行・多摩信用金庫・東京南農業協同組合

※ 退所をされますと自動的に口座振替がとまります。

※ 納付書による納入をご希望の方は市役所児童青少年課へご連絡ください。

(4) 学童クラブ費・延長育成料（月額利用のみ）の減額・免除について

次のいずれかに該当する方は、学童クラブ費・延長育成料（月額利用のみ）の5割減額または免除を受けることができます。この場合は、「学童クラブ費等減免申請書」を学童クラブ又は市役所児童青少年課に提出してください。申請は年度ごとに必要です。ご不明な点等ございましたら児童青少年課・学童クラブまでお問い合わせ下さい。

※ 延長育成料については、日額利用は対象になりません。

※ 該当する方であっても申請をしないと適用されませんのでご注意ください。

※ 必ず当該年度内に申請をしてください。

①生活保護を受給している保護者（全額免除）

②住民税非課税世帯の児童・保護者（全額免除）

※ 令和6年1月1日現在で他市に住民登録をされていた場合は、6月頃に各自治体で交付が可能となる非課税証明書（写しも可）の添付が必要です。

③多摩市就学援助費の準要保護に認定された保護者及び就学奨励費減免適用の区分に認定された保護者（5割減額）

※ 申請には同年度の認定通知書の写しが必要です。

（認定等の結果通知は8月以降に教育委員会より発送予定。）

④生計を一にする世帯において児童が2人以上学童クラブに入所している場合（5割減額）

※ 最年少のお子さんを除いて、上のお子さんから順に5割減額します。

※ 延長育成料においては、月額利用をしている児童が2人以上いないと対象になりません。

14. 保護者が参加する行事について

※下表は一例です。

各学童クラブによって異なりますので詳しくは4月の保護者会等でお知らせします。

月	学童クラブ主催の保護者向けの行事	父母会等の行事
4月	保護者会（年間計画等）	※各学童クラブにより共催行事や主催行事等を行っています。
5月	個人面談・引き渡し訓練	
6月	保護者会（夏休みの生活等の説明会）	
7月		
8月		
9月	総合防災訓練	
10月	保護者会（帰宅班や地区班での懇談）	
11月	保護者会（次年度申請書配布・受付）	
12月	個人面談	
1月		
2月		
3月		

仕事を持つ保護者の集まりなので、夜行われるものもあります（保護者会等）。

保護者同士が知り合い、親しくなることで、家庭や学童クラブ、そして地域でも、より良いつながりが築かれることと思います。

特に保護者会は学童クラブの様子が見え、また保護者同士が親しくなれる良い機会です。ぜひ都合をつけてご出席くださいますようお願いいたします。

15. 関係機関

学校との関係

- ①学校行事、給食の有無などを考慮しながら、学童クラブの活動をしています。
- ②必要に応じて担任の先生等と連絡をとっています。担任の先生に学童クラブに入所することを一言お伝えください。

その他の関係機関

	電話番号	FAX	住所
多摩市子ども家庭支援センター	(355) 3833	(355) 3433	豊ヶ丘1-21-3
多摩市発達支援室	(374) 2717	(372) 1074	諏訪5-1 (諏訪複合施設2階)
多摩市立教育センター	(372) 1010	(372) 1074	諏訪5-1 (諏訪複合施設2階)
東京都多摩児童相談所	(372) 5600	(373) 6200	諏訪2-6

※お子さんや子育て、家庭のことなどを相談することができます。

16. 各種申請手続き

- ①申請内容に変更があった場合は、お子さんの在籍学童クラブに必ずお知らせください。必要書類等は下表を参考に在籍学童クラブにご連絡ください。また多摩市の公式ホームページにも書類を掲示しています。書類提出先は在籍学童クラブ、市役所児童青少年課の外にインターネット・郵送でも可能です。
- ②申請内容に変更が生じ学童クラブの入所要件に該当しなくなった場合は学童クラブは退所となります。退所届を提出して下さい。入所要件は「学童クラブ入所申請のご案内」で確認をお願い致します。
- ③申請内容に虚偽があった場合は多摩市学童クラブ条例施行規則の規定に基づき入所の承認を取消、退所して頂きます。（※申請内容を事業所に確認する場合があります）

以下は主な変更内容別の必要書類の例です。※その他詳細は、市役所児童青少年課へご確認ください。

変更内容等	必要書類	入手方法	留意点	提出先・方法
転職した 新たに仕事を始めた	① 身上等異動届（両面記入） ② 在職証明書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	保護者の就労が午後3時から午後5時までのいずれかの時間帯を含む日中4時間以上で、かつこの条件を満たす勤務日数が1ヶ月間に12日以上に満たなくなった場合は、入所要件がなくなりますので、退所届を提出してください。	学童クラブ 児童青少年課 郵送 インターネット
職場が異動になった （勤務形態は変更がない）	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	会社や勤務形態に変更が無い場合は在職証明書は必要ありません。	
仕事を辞めて 求職中となった	① 身上等異動届（両面記入） ② ハローワークカードの写し等 または求職要件申告書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	求職中での入所期間は3か月です。入所後3か月以内に要件の変更が無い場合は、退所となります。 ※年度内1回限りの適用です。 ※4年生以上は求職中の要件はありません。 ※退職日を記入してください。	
仕事を辞めて出産する	① 身上等異動届（両面記入） ② 母子手帳等の写し （出産予定日が分かるページ）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP 各自で ご用意下さい	出産での入所期間は出産月と前後2ヶ月の計5ヶ月です。その後要件の変更が無い場合は入所要件がなくなりますので、退所となります。	
仕事はやめずに 産前産後休暇を取得する	① 身上等異動届（両面記入） ② 復職証明書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	産前産後休暇に入ることが分かった段階で身上等異動届を提出してください。産前産後休暇が終了する月の翌々月までに復職証明書の提出が必要です。提出出来ない場合は、退所となります。	
育児休暇を取得・延長する	① 学童クラブ入所申請取り下げ書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	入所要件が無くなります。学童クラブ入所申請取り下げ書を提出してください。	
就学した	① 身上等異動届（両面記入） ② 在学証明等（任意の書式） ③ 時間割等 （就学日数、時間がわかるもの）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP 各自で ご用意下さい	授業時間等が午後3時から午後5時までのいずれかの時間帯を含む日中4時間以上で、かつこの条件を満たす就学の日数が1ヶ月間に12日以上に満たない場合は、入所要件がなくなりますので、退所届を提出してください。 なお、在宅の通信教育等は該当しません。	
その他、当初申請理由から 変更が発生した場合	① 身上等異動届（両面記入） ② その理由が証明できる任意の書類	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP 各自で ご用意下さい	要件毎に証明書類の添付が必要です。 証明書類については、令和6年度学童クラブ入所申請のご案内P3～P4をご確認ください。	
転居した	① 身上等異動届	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	家庭状況書の記入は不要です。	
希望する学童クラブを 変更したい	① 学童クラブ変更願	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	【年度当初申請】 学童クラブの希望を変更する場合は、変更が発生した時点での再受付の扱いとなります。 【年度途中申請】 毎月10日までの提出で翌月1日からの変更受付となります。	
学童クラブの申請を 取下げる（入所前）	① 学童クラブ入所申請取り下げ書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	入所予定月の前月末までに提出してください。	
学童クラブを退所したい	① 学童クラブ退所届	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	退所したい日が属する月の20日までに提出してください。	
口座の登録をしたい	① 多摩市学童クラブ費及び学童クラブ延長育成料預金口座振替依頼書	学童クラブ 児童青少年課	初めて入所するお子さんは、口座登録が必要です。兄弟姉妹でも、各お子さんごとに登録が必要になります。必要事項を記入の上、各金融機関へ直接お持ちください。	各金融機関 【郵送不可】

変更内容等	必要書類	入手方法	留意点	提出方法
納付書支払いにしたい	必要書類はございません	児童青少年課	納付書を発行しますので、児童青少年課までお問い合わせください。納付書がお手元に届きましたら、下記の納付場所にてお支払いください。	
	<納付場所> ① 納付書裏面記載の各金融機関窓口 ※ゆうちょ銀行は不可 ② 各出張所（多摩センター駅・聖蹟桜ヶ丘駅） ③ 市役所本庁舎1階 出納取扱窓口			
領収証明書が欲しい	① 学童クラブ費等領収証明申請書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	申請書を在籍の学童クラブ又は児童青少年課まで提出してください。	学童クラブ 児童青少年課 郵送
モアサービス（月額利用）を利用したい	① 多摩市学童クラブ 延長育成月利用申請書	学童クラブ 市公式HP	原則、利用する前月20日までに必要書類を在籍する学童クラブに提出してください。事前申込みのないモアサービスのご利用については、月額利用として利用の都度申請をしていただきます。	学童クラブ
モアサービス（月額利用）を辞めたい	① 多摩市学童クラブ 延長育成利用辞退届	学童クラブ 市公式HP	申請の辞退でなければ、辞退日は月の末日になります。辞退日の属する月の末日までに在籍する学童クラブに提出して下さい。	
モアサービス（日額利用）を利用したい	① 多摩市学童クラブ 延長育成一時利用申請書	学童クラブ 市公式HP	申請は利用の都度その場でして頂きます。お迎えが午後6時を過ぎた時点で料金が発生しますので、ご注意下さい。	

多摩市公式ホームページ 「令和7年度学童クラブ入所申請受付について」

以下のURLまたは二次元コードから多摩市公式ホームページへアクセスすることが出来ます。
申請書類のダウンロードのほか、インターネットで申請することのできる手続きもございます。

<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008036/1015754.html>



問い合わせ

多摩市役所 児童青少年課
電話：（３３８）６８８４
FAX：（３７２）７９８８

17. 退所について

学童クラブを退所する場合は、**退所したい日が属する月の20日**（日曜祝日に当たる場合は翌開庁日）までに退所届の提出が必要です（例：7月いっぱいまで退所したい場合、7月20日までに提出）。退所届は在籍学童クラブから貰うか、多摩市ホームページからダウンロードして下さい。また、インターネット・郵送でも手続き可能です。**なお、学童クラブ費は1日も通所しなかった場合でも学童クラブに籍が残されていれば、当月分を納めていただきます。**